

# ARUHI

## 株主総会開催方法に関するお知らせ

本年の定時株主総会につきましては、産業競争力強化法第66条第1項及び当社定款第12条第2項に基づき、バーチャルオンリー株主総会方式で開催いたします。

また、本株主総会に際しては、株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は株主さまの混乱・ご不便を避けるため、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りすることといたしました。

なお、次回以降の株主総会資料につきましては、送付形式を検討のうえ、適切な方法にて株主さまにご案内申し上げます。

本年の定時株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社Webサイト(<https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders>)に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/7198/>



# 第9回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2023年6月21日（水曜日）  
午前10時 開会

本株主総会当日は午前9時30分頃からログインいただける予定です。ただし、通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、予備日として2023年6月22日（木曜日）午前10時より開催いたします。

## 開催方法

**場所の定めのない株主総会といたします。**

※当社所定のWebサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該WebサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、6ページ以下の「1. 当日ご出席の方法」をご確認ください。なお、完全オンラインにて開催するため、株主さまに実際にご来場いただける会場はございません。

## 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

アルヒ株式会社

証券コード: 7198

# 住宅ローンカンパニーから、総合的な住み替えカンパニーへ進化します。

# ARUHI

新しい生活は「ある日」始まります。

人生は「ある日」の積み重ねでできています。

そして、住宅を持つ日は、お客さまにとってかけがえない「ある日」。

ARUHIは、住み替える人々に必要なさまざまなサービスと商品を、全国の店舗をはじめとする多様なチャネルを通じご提供することで、お客さまの大切な「ある日」が最高のものとなるようにお手伝いします。

お客さまにとって本当に住みやすい街やライフスタイルに合った家のご紹介、不動産売買のお手伝い、さまざまな暮らしのサービスが付いた住宅ローンなど、住み替えに必要なサービスと商品をワンストップでご提供します。

ARUHIは、住宅ローンと住み替えに関わるサービスが完全なるシナジーを発揮した、総合的な住み替えカンパニーへ進化します。そして、お客さまに心から喜んでいただけるコンシューマーブランドを目指します。

# 株主の皆さまへ



代表取締役社長 CEO兼COO

勝屋 敏彦

株主の皆さまには、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。第9回定時株主総会を開催いたしますのでここに招集ご通知をお届けいたします。

2023年3月期は、住宅価格の高騰・高止まり、物価上昇下で高まった月額返済額の低減ニーズ、日銀の金融政策修正による長期金利の上昇を受けた固定金利の上昇など、当社主力商品である【フラット35】にとっては非常に厳しい市場環境となりました。一方で、街探し・家探しサービスである「TownU」、住み替え相談を承るアルヒ住み替えコンシェルジュが成長するなど、住み替えカンパニー化は順調に進捗しました。また、2022年11月にSBIグループ入りして以降、FC店舗でも販売可能な変動金利商品の共同開発をSBI新生銀行と進めるなど、グループ内協業を進めております。

先般、「中期経営計画2023」を公表し、お客さまの住み替えをワンストップでサポートする「住み替えカンパニー」を目指すこれまでの基本戦略を軸に、足許の事業環境を踏まえ、コアビジネスである住宅ローン事業を再成長軌道に回帰させるべく始動しました。当社は住み替えデータを活用することで、新たな住み替え需要の創出や更なる事業成長にもチャレンジしてまいります。

2024年3月期は、「中期経営計画2023」の初年度として、SBIホールディングス株式会社のグループ企業や外部企業との連携を挺に住宅ローン事業の再成長に向けた取組み及び住み替えカンパニー化に向けた取組みを加速させてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、当社に対し一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード: 7198  
(発送日) 2023年6月5日  
(電子提供措置の開始日) 2023年5月26日

東京都港区六本木一丁目6番1号

**アルヒ株式会社**

代表取締役社長

**勝屋 敏彦**

CEO兼COO

## 第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、産業競争力強化法第66条第1項及び当社定款第12条第2項に基づき、場所の定めのない株主総会（インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』）といたします。

本株主総会には、株主さまに実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインにてご出席くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席されない場合、又はご出席される予定でも通信障害等が発生した場合の備えとして、書面又はインターネット等による事前の議決権行使を是非ご活用ください。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社Webサイトに「第9回定時株主総会招集ご通知」及び「第9回定時株主総会資料（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項）」として掲載しておりますので、以下の当社Webサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社Webサイト <https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders>



また、以下のWebサイトからもご確認くださいませ。

株主総会資料 掲載Webサイト <https://d.sokai.jp/7198/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月20日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月20日（火曜日）午後5時45分までに到着するようにご返送ください。

### 【インターネット等による議決権の行使】

13ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、2023年6月20日（火曜日）午後5時45分までに賛否をご入力ください。

敬 具

<b>1 日 時</b>	<p>2023年6月21日（水曜日）午前10時</p> <p>※本株主総会当日は、午前9時30分頃からログインいただける予定です。ただし、通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、予備日として2023年6月22日（木曜日）午前10時より開催いたします。予備日に開催することとした場合は、当社Webサイト(<a href="https://www.aruhigroup.co.jp/ir/stockinfo/shareholders">https://www.aruhigroup.co.jp/ir/stockinfo/shareholders</a>)において、2023年6月21日正午までにあらためて詳細をご案内いたします。</p>										
<b>2 開催方法</b>	<p>場所の定めのない株主総会といたします。</p> <p>※当社所定のWebサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該WebサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、6ページ以下の「1. 当日ご出席の方法」をご確認ください。なお、完全オンラインにて開催するため、株主さまに実際にご来場いただける会場はございません。</p>										
<b>3 目的事項</b>	<p><b>(1) 報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第9期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>2. 第9期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>(2) 決議事項</b></p> <table border="0"> <tr> <td>第1号議案</td> <td>剰余金の処分の件</td> </tr> <tr> <td>第2号議案</td> <td>定款一部変更の件</td> </tr> <tr> <td>第3号議案</td> <td>取締役7名選任の件</td> </tr> <tr> <td>第4号議案</td> <td>監査役1名選任の件</td> </tr> <tr> <td>第5号議案</td> <td>補欠監査役1名選任の件</td> </tr> </table>	第1号議案	剰余金の処分の件	第2号議案	定款一部変更の件	第3号議案	取締役7名選任の件	第4号議案	監査役1名選任の件	第5号議案	補欠監査役1名選任の件
第1号議案	剰余金の処分の件										
第2号議案	定款一部変更の件										
第3号議案	取締役7名選任の件										
第4号議案	監査役1名選任の件										
第5号議案	補欠監査役1名選任の件										

以 上

招集にあたっての決定事項

1. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
2. 通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2023年6月22日（木曜日）午前10時より、本株主総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかにインターネット上の当社Webサイト（<https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders>）にてお知らせいたしますので、6ページ以下の「1. 当日ご出席の方法」に従ってお手続きのうえ、本株主総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。その他、本株主総会の運営に関して変更が生じた場合には、上記の当社Webサイトにて変更内容等をお知らせいたします。
3. ご返送いただきました議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。書面及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
4. 書面又はインターネット等により事前に議決権を行使された株主さまがバーチャルオンリー株主総会に出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合には、本株主総会において最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱うものとし、事前の議決権行使は無効といたします。また、事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できなかった場合には、なるべく多くの株主の皆さまのご意見を議決権行使結果に反映させるために、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権としてお取り扱いいたします。
5. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。従って、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際し、監査を行った対象書類の一部であります。
  - ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ② 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
  - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

以上

※株主総会当日までに上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社Webサイト（<https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders>）より、最新の発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

※事前の議決権行使に際しましては、インターネット等による議決権行使を推奨いたします。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社Webサイト及び株主総会資料 掲載Webサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

# バーチャルオンリー株主総会方式での株主総会運営について

本年の定時株主総会につきましては、バーチャルオンリー株主総会方式にて開催することといたします。バーチャルオンリー株主総会では、議決権のある株主さまにおかれまして、ライブ中継をご視聴いただくことにより、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。株主の皆さまには、いわゆる「ハイブリッド参加型」のような形式や株主総会のライブ配信をご視聴いただくのみの場合とは異なり、インターネットを通じて、議決権を行使いただくことや、ご質問をいただくこと等が可能となります。

本株主総会には、株主さまに実際にご来場いただける会場はございません。議決権を行使される株主さまにおかれましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただくか、本株主総会当日に当社指定の本株主総会専用のWebサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席いただいたうえで議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 当日ご出席の方法

### (1) 配信日時

2023年6月21日（水曜日） 午前10時から（ログイン開始は午前9時30分頃を予定しております）

### (2) アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/aruhi-9>



① 上記のURLをご入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、バーチャルオンリー株主総会サイトにアクセスしてください。

② 接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従ってご入力しログインしてください。

※ 議決権行使書をご投函いただく前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手元にお控えください。なお、ログイン時に使用する「郵便番号」は、2023年3月末日時点での株主名簿に基づき設定しております。このため、一部の株主さまにつきましては、議決権行使書に記載の「郵便番号」と相違する場合がございますのでご注意ください。

※ その他ご不明点に関しては、下記URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

### (3) 議決権行使について

書面又はインターネット等による事前の議決権行使のほか、本株主総会当日にバーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、インターネットを通じて議決権を行使いただくことができます。

本株主総会当日の議決権行使をご希望される株主さまは、議事進行の様子をライブ中継でご覧いただき、議長の案内に従って議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。本株主総会当日の議決権行使方法の詳細につきましては、10ページ以降の「当日のバーチャルオンリー株主総会での議決権行使のご案内」をご参照ください。

なお、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使された株主さまがバーチャルオンリー株主総会に出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合には、本株主総会において最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱うものとし、事前の議決権行使は無効といたします。また、事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できなかった場合には、なるべく多くの株主の皆さまのご意見を議決権行使結果に反映させるために、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権としてお取り扱いいたします。

#### (4) ご質問の方法について

バーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、オンライン上でご質問が可能です。ご質問される際は、議長の指定する方法に従い、当社指定の本株主総会専用のWebサイトにログイン後、ライブ配信閲覧画面下部の「質問」ボタンより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

ご質問につきましては、お一人様につき2問まで、1問当たりの文字数は250文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握させていただけるよう、簡潔なご入力にご協力をお願い申し上げます。なお、本株主総会当日のご質問につきましては、本株主総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に取り上げることとし、いただいたご質問の全てには回答できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。同様の質問等の繰り返し、膨大な文字量のテキストデータの送信、及び本株主総会の目的事項と無関係な内容、プライバシー又は名誉を害する内容その他不適切な内容を含む質問等の送信など、株主の皆さまとの貴重な対話の場である本株主総会の趣旨に反する場合や、本株主総会の議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主さまとの通信を遮断させていただく場合がございます。

#### (5) 動議について

本株主総会における動議については、本株主総会当日に、議長が指定する方法に従い、当社指定の本株主総会専用のWebサイトにログイン後、ライブ配信閲覧画面下部の「動議」ボタンから動議の種類を選択し、テキストをご入力いただくことで提出することが可能です。議長の指定した方法以外の方法によりテキストデータを送信するなど、動議であるか否かの判別ができないものは動議として採り上げない場合がございますので、あらかじめご了承ください。なお、同様の動議の繰り返しの送信、明らかに不適法な動議の送信その他議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主さまとの通信を遮断させていただく場合がございます。

## 2. 事前質問の方法

- ① 下記のURLをご入力いただくか、下図の二次元コードを読み込み、事前質問専用サイトに接続してください。
- ② 接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従ってご入力しログインしてください。



③ログイン後「事前質問をする」ボタンより本株主総会の目的事項に関するご質問をお送りください。

【受付期間】 2023年6月5日（月曜日）午前9時～2023年6月14日（水曜日）午後5時45分

【アクセス方法】 URL： [https://web.sharely.app/e/aruhi-9/pre\\_question](https://web.sharely.app/e/aruhi-9/pre_question)



※ご質問は、お一人様2問まで、また、1問当たり250文字までとさせていただきます。

※本株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問に対してご説明することができない場合がございます。この場合、議長の判断により、株主の皆さまのご関心が高い事項について本株主総会当日にご説明させていただきます。あらかじめご了承ください。

### 3. 代理出席の取扱いについて

代理人によるバーチャル出席を希望される株主さまは、法令及び当社定款の定めに従い、当社の議決権を有する他の株主さま1名に委任いただきますようお願いいたします。ご希望の株主さまは、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

<代理人に関する書類の提出先>

〒106-6008 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー8階

アルヒ株式会社 株主総会担当者宛

<ご提出期限>

2023年6月19日（月曜日）午後5時必着

### 4. オンデマンド配信について

株主総会当日にご出席いただけない株主さまのために、後日、株主総会当日の様様を当社Webサイト (<https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders>) にて一定期間オンデマンド配信することを予定しております。

オンデマンド配信は、本株主総会の映像・音声を利用し、株主さまとの質疑応答部分など一部を削除や編集して行う予定です。

### 5. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容

本株主総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、本株主総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを複数配置いたします。通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、本株主総会当日冒頭に、本株主総会の延期又は続行の議長一任決議について諮り、また、株主さまへの周知方法を含む対応マニュアルをあらかじめ整備します。

### 6. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主さまの利益の確保に配慮することについての方針の内容

議決権の行使をご希望の株主さまのうち、インターネットを使用することに支障のある株主さまにおかれましては、お手元の議決権行使書用紙を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

## 7. お問い合わせ

視聴方法でお困りの場合は、下記URLより株主さま向けFAQをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

また、以下のお問い合わせ窓口において本株主総会に関する接続方法や視聴方法についてお問い合わせいただけます。なお、本株主総会の議案に対するご質問や、その他本株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

【バーチャルオンリー株主総会Sharelyお問い合わせ窓口】

電話番号：03-6416-5287

受付時間（株主総会前）：2023年6月5日（月曜日）～6月20日（火曜日）平日午前10時～午後5時

受付時間（株主総会当日）：2023年6月21日（水曜日）午前9時～株主総会終了時

## 8. 注意事項

- 本株主総会の進行上の都合やご質問内容等により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。
- 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備えて具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、ご視聴される株主さまの通信環境の影響等により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断等の通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。
- 本株主総会当日において、株主さまの通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、当社は一切の責任を負いかねます。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主さまのご負担となります。
- ライブ配信の動画、音声又は画像等の録画・録音、また、これらのデータの第三者への提供や、SNS等を通じた公開での配信、上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは固く禁止いたします。
- 本株主総会当日は、議長及び当社役員のみを撮影のうえ、ライブ配信する予定でございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

以上

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

### 当日の議決権行使

書面又はインターネット等による事前の議決権行使のほか、本株主総会当日にバーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、インターネットを通じて議決権を行使いただくことが可能です。  
本株主総会当日の議決権行使をご希望される株主さまにおかれましては、議事進行の様子をライブ中継でご覧いただき、議長の案内に従って議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

## 当日のバーチャルオンリー株主総会での議決権行使のご案内

- 以下のURL又は二次元コードからバーチャルオンリー株主総会のログイン画面へアクセスしてください。
- お手持ちの議決権行使書をご参考のうえ、ログイン画面にて「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」をご入力しログインしてください。

<https://web.sharely.app/login/aruhi-9>



- セキュリティ及び株主さまの保護のためキャプチャ認証がございます。表示された9つの写真から適切なものを選び、確認してください。
- 以下の画面が表示され、定刻になりましたら、株主総会へのご出席ができております。配信画面上部にある決議タブより当日の議決権行使が可能です。



5. 本株主総会当日におきまして、議長からアナウンスされた議決権行使の受付時間内において、議案ごとに賛成、反対又は棄権を行使することができます。

決議 閉じる

第1号議案 剰余金の処分の件

賛成  反対  棄権

第2号議案 定款一部変更の件

賛成  反対  棄権

第3号議案 取締役7名選任の件 全て賛成

吉村 猛

賛成  反対  棄権

勝屋 敏彦

賛成  反対  棄権

松本 康子

賛成  反対  棄権

太田 智彦

賛成  反対  棄権

高橋 和彦

賛成  反対  棄権

大信田 博之

賛成  反対  棄権

澤田 忠之

賛成  反対  棄権

第4号議案 監査役1名選任の件

賛成  反対  棄権


第5号議案 補欠監査役1名選任の件

賛成  反対  棄権

送信する

## 事前の議決権行使

事前の議決権行使には以下の2つの方法がございます。




**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

---

行使期限

**2023年6月20日（火曜日）  
午後5時45分到着分まで**



**インターネットで議決権を行使される場合**


次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

---

行使期限

**2023年6月20日（火曜日）  
午後5時45分入力完了分まで**

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書  
アルヒ株式会社

株主番号 議決権行使権限

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (重要)	第4号議案	第5号議案
賛否表示欄	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

お願い

議決権行使コード  
00000000000000000000  
パスワード  
00000000

アルヒ株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> **[賛]** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **[否]** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **[賛]** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第1号議案、第2号議案、第4号議案、第5号議案

- 賛成の場合 >> **[賛]** の欄に○印
- 反対する場合 >> **[否]** の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

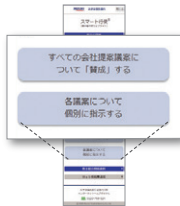
議決権行使コード及びパスワードをご入力することなく議決権行使Webサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

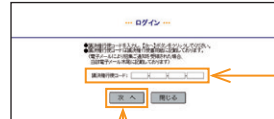
議決権行使Webサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

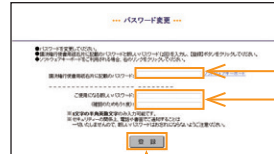
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使のほか、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(株主総会参考書類)

## ■第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社配当方針に基づき、以下のとおりといたしたく存じます。

なお、本株主総会をバーチャルオンリー株主総会方式にて開催することに伴い、2023年6月22日(木)を株主総会の予備日として設定させていただくため、剰余金の配当が効力を生じる日は、2023年6月23日(金)となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金25円00銭 配当総額 888,993,500円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月23日

当社の配当方針につきましては、以下のとおりとなります。

当社は、株主の皆さまに対する利益還元と継続的な企業発展の双方を経営の最重要課題と認識しており、期末配当のほか、年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これに基づき当社は、ROE水準と財務レバレッジ状況を総合的に勘案し、一定水準の内部留保で更なる企業価値向上のため成長投資に備える一方、余剰資金については継続して安定的に配当することを基本方針としております。具体的には、現中計年度にわたる目標配当性向水準は35～40%をボトムといたします。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社の親会社がSBIホールディングス株式会社に異動し、当社がSBIグループの一員となったことを契機として、商号を「アルヒ株式会社」から「SBIアルヒ株式会社」に変更するものであります。

当社が今後5年間の目指すべき方向として公表した「中期経営計画2023」（以下、「中期経営計画」）では、骨子の一つとして「SBIグループ及び外部企業との連携」を掲げ、変動金利商品の拡充や販売チャネルの増強などによる住宅ローン事業の強化、及び住み替え関連ファイナンス商品の拡販を行うことにより住み替えカンパニー化を加速させ、5年後の2027年度に税引前利益を100億円まで増加させることを目指しております。

本件は、当社とSBIグループとの一体感を醸成し、SBIブランドが有する先進的イメージやマーケット認知の高さを当社のビジネスに活かすことにより、早期のシナジー創出を目的としております。SBIグループの当社に対する連携を明確に示す一方、引き続きSBIグループ以外のお取引先との協業をますます発展させることで、事業を更に拡大できると考えております。したがって、本件は、中期経営計画の実現に向け、企業価値の向上に資するものであり、全ての株主の皆さまの利益拡大につながるものであります。

なお、本件の実施にあたっては、帳票類や貸金業者登録票など法令上商号変更に伴って必要な対応などに一時費用が発生しますが、上述の目的や意義に照らしたシナジーによりこれを十分に上回る効果が出ると考えております。

新商号については、当社がこれまで構築してきた企業風土やビジョンを尊重しつつ、SBIグループの先進的、革新的なイメージを礎にして社会とお客さまにとって更に大きな価値を提供していくことを表すために、両社名を合わせた「SBIアルヒ株式会社」とするものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、商号及び定款の変更の効力発生日は、原則として2024年1月4日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、アルヒ株式会社と称し、英文では ARUHI Corporationと表示する。 (新 設) (新 設)	(商号) 第1条 当社は、 <u>SBIアルヒ株式会社</u> と称し、英文では <u>SBI ARUHI Corporation</u> と表示する。 (附則) (商号変更に関する経過措置) 第1条 (商号) 第1条の変更は、2024年1月4日から効力を生ずるものとする。但し、2024年1月3日までに開催される取締役会において、これと異なる日を効力発生日とすることを決定した場合には、新たに決定された日から効力を生ずるものとする。 2 本条は、(商号) 第1条の変更の効力発生日の経過後にこれを削除する。



## 第3号議案 取締役7名選任の件

第9回定時株主総会終結の時をもって、当社取締役 浜田宏氏、勝屋敏彦氏、松本康子氏、井手登喜子氏、火浦俊彦氏、大信田博之氏、太田智彦氏、及び吉村猛氏が任期満了となります。つきましては、以下の7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	取締役会出席率
1	よしむら たけし 吉村 猛	再任	100% (5/5)
2	かつや とし ひこ 勝屋 敏彦	再任	100% (18/18)
3	まつもと やす こ 松本 康子	再任	100% (18/18)
4	おおた とみ ひこ 太田 智彦	再任	100% (5/5)
5	たかはし かず ひこ 高橋 和彦	新任	-
6	おおしだ ひろ ゆき 大信田 博之	再任 社外 独立	100% (18/18)
7	さわだ ただ ゆき 澤田 忠之	新任 社外 独立	-

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、非業務執行取締役全員との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に規定される金額の合計を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約の内容は事業報告の46ページに記載のとおりです。非業務執行取締役が選任された場合は、当該契約を締結する予定であります。
3. 取締役会出席率は当事業年度に開催された取締役会の回数及び出席回数より算出しております。なお、太田智彦氏及び吉村猛氏は事業年度中に新たに役員に就任したため、取締役会の開催回数が他の役員と異なっております。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の46ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 太田智彦氏が、現在又は過去10年間に当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社及びその子会社の業務執行者である（あった）状況については、次ページ以降の「略歴並びに当社における地位及び担当」欄に記載のとおりです。
6. 高橋和彦氏が、現在又は過去10年間に当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社及びその子会社の業務執行者である（あった）状況については、次ページ以降の「略歴並びに当社における地位及び担当」欄に記載のとおりです。
7. 取締役候補者の「略歴並びに当社における地位及び担当」にて「現任」の記載がないものにつきましては全て退任しております。

候補者番号

1

再任



よしむら  
吉村

たけし  
猛

(生年月日 1960年4月3日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 0年5ヶ月

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 1983年 4月 株式会社山口銀行 入行
- 2006年10月 株式会社山口フィナンシャルグループ 総合企画部長 就任
- 2007年 1月 株式会社山口銀行 総合企画部長 就任
- 2009年 6月 同行 取締役 就任
- 2009年 6月 株式会社山口フィナンシャルグループ 取締役 就任
- 2011年 6月 株式会社山口銀行 常務取締役徳山支店長 就任
- 2012年 6月 同行 常務取締役東京本部長 就任
- 2015年 6月 同行 常務取締役 就任
- 2016年 6月 株式会社山口フィナンシャルグループ 代表取締役社長 就任
- 2016年 6月 株式会社山口銀行 取締役頭取 就任
- 2017年 6月 株式会社もみじ銀行 取締役 就任
- 2017年 6月 株式会社北九州銀行 取締役 就任
- 2018年 6月 株式会社山口銀行 取締役会長 就任
- 2020年 6月 株式会社山口フィナンシャルグループ 代表取締役会長グループCEO 就任
- 2023年 1月 アルヒ株式会社 社外取締役 就任(現任)

▶ 重要な兼職の状況

該当する事項はございません。

▶ 取締役候補者とした理由

吉村猛氏は、長年にわたり地方銀行等の経営に携わり、金融サービス事業や経営全般に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。地方銀行での企業経営経験者としての視点と事業戦略構築の知見等に基づき、当社の経営方針や事業戦略に関する意思決定に対する関与が期待されるため、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号

2

再任



かつ や とし ひ こ  
**勝屋敏彦**

(生年月日 1965年12月18日)

- ▶ 所有する当社の株式数 29,200株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 2年0ヶ月

▶ **略歴並びに当社における地位及び担当**

- 1989年 4月 株式会社三菱銀行(現三菱UFJ銀行) 入行
- 2006年 4月 マネックスビーンズホールディングス株式会社(現マネックスグループ株式会社) 入社
- 2010年10月 株式会社マネックスFX 代表取締役社長 就任
- 2015年11月 マネックス証券株式会社 代表取締役社長 就任
- 2017年 6月 マネックスグループ株式会社 取締役執行役 就任
- 2018年 4月 コインチェック株式会社 代表取締役社長 就任
- 2018年 6月 マネックスグループ株式会社 常務執行役 就任
- 2019年 6月 一般社団法人日本仮想通貨交換業協会(現日本暗号資産取引業協会) 理事 就任
- 2021年 1月 アルヒ株式会社 副社長執行役員 就任
- 2021年 6月 同社 代表取締役副社長COO 就任
- 2022年 4月 同社 代表取締役社長CEO兼COO 就任(現任)

▶ **重要な兼職の状況**

該当する事項はございません。

▶ **取締役候補者とした理由**

勝屋敏彦氏は、幅広い金融関連事業の経験や知見を活かし、長年に亘り企業経営に携わってまいりました。

2021年1月に当社に入社し、2021年6月から代表取締役副社長として、2022年4月から代表取締役社長CEO兼COOとして、事業課題を的確に把握・解決し、当社経営戦略の実現に向けた組織改革を牽引する重要な役割を果たしております。これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号

3

再任



まつもと やすこ  
**松本康子**

(生年月日 1964年2月2日)

- ▶ 所有する当社の株式数 17,800株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 2年0ヶ月

▶ **略歴並びに当社における地位及び担当**

1986年 4月 日本電気株式会社 入社  
2017年 4月 Kemet Corporation 社外取締役 就任  
2018年 7月 アルヒ株式会社 入社  
2021年 1月 同社 常務執行役員CFO 就任  
2021年 6月 同社 常務取締役CFO 就任  
2022年 4月 同社 取締役副社長CFO 就任(現任)

▶ **重要な兼職の状況**

該当する事項はございません。

▶ **取締役候補者とした理由**

松本康子氏は、財務・会計及び経営企画部門における高い専門性と能力を有しております。2018年7月に当社に入社し、2021年6月からは常務取締役CFOとして、2022年4月からは取締役副社長CFOとして、事業課題を的確に把握・解決し、当社経営戦略の実現に向けたファイナンス業務を統括する重要な役割を果たしております。これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号

4

再任



お お た と も ひ こ  
太田智彦

(生年月日 1983年7月27日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 0年5ヶ月

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 2006年 4月 SBIホールディングス株式会社 入社  
SBIモーゲージ株式会社 配属
- 2010年 6月 同社 企画部長 就任
- 2012年 1月 同社 執行役員 兼 業務推進部長 就任
- 2012年 6月 SBIマネープラザ株式会社 取締役 就任
- 2014年 2月 同社 常務取締役 就任
- 2015年 4月 同社 代表取締役 就任
- 2015年 6月 同社 代表取締役執行役員社長 就任(現任)
- 2018年 1月 SBIリーシングサービス株式会社 取締役 就任
- 2020年 1月 一般社団法人ファイナンシャル・アドバイザー協会理事 就任(現任)
- 2023年 1月 アルヒ株式会社 取締役 就任(現任)

▶ 重要な兼職の状況

太田智彦氏は、SBIマネープラザ株式会社の代表取締役執行役員社長であります。また、一般社団法人ファイナンシャル・アドバイザー協会の理事を務めております。

▶ 取締役候補者とした理由

太田智彦氏は、保険・住宅ローン等の金融商品を取り扱う金融サービス事業での経験が長く、そこで重要な役職を歴任するなど、金融サービス事業に精通していることに加え、経営全般に関する幅広い知識と豊富な経験を有しています。当社の住宅ローン関連事業の強化・拡大に重要な役割を担い、企業価値の向上への貢献が期待されるため、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号

5

新任



た か は し か ず ひ こ  
高橋和彦

(生年月日 1970年1月7日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株  
▶ 取締役在任年数(本総会終結時) —

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 1997年 8月 ソフトバンク株式会社 入社  
2000年 8月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現ソフトバンク株式会社) 入社  
2005年 2月 SBIパートナーズ株式会社(現SBIホールディングス株式会社) 取締役 就任  
2005年 7月 SBIホールディングス株式会社 入社  
2010年 6月 SBIギャランティ株式会社 取締役 就任(現任)  
2011年 6月 SBIライフリビング株式会社(現株式会社ウェイブダッシュ) 取締役 就任  
2013年 6月 SBIウェルネスバンク株式会社 取締役 就任(現任)  
2015年 6月 SBIエステートマネジメント株式会社(現SBIプライベートリートアドバイザーズ株式会社)  
代表取締役 就任  
2016年 6月 セムコーポレーション株式会社(現SBIエステートファイナンス株式会社)  
代表取締役 就任(現任)  
セムリアルエステート株式会社(現SBIスマイル株式会社) 代表取締役 就任(現任)  
2017年12月 株式会社マリオン 社外取締役 就任(現任)  
2019年 9月 学校法人SBI大学 監事 就任(現任)

▶ 重要な兼職の状況

高橋和彦氏は、SBIエステートファイナンス株式会社及びSBIスマイル株式会社の代表取締役であります。また、SBIギャランティ株式会社の取締役であり、株式会社マリオンの社外取締役であります。

▶ 取締役候補者とした理由

高橋和彦氏は、複数の企業の代表取締役を歴任し、経営者としての豊富な経験と知見を有しております。また、不動産事業及び金融関連事業での長年の経験から、これらの事業に精通しております。

同氏が有する経験と知見を当社の経営に反映いただくことで、当社の事業戦略の強化及び事業課題の解決への貢献が期待できると判断したことから、取締役会には同氏を取締役候補者としたものであります。

候補者番号

6

再任

社外

独立



おおしだ ひろゆき  
**大信田 博之**

(生年月日 1957年6月5日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 3年11ヶ月

#### ▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 1981年 4月 株式会社日本長期信用銀行 入行(1998年6月退職)
- 1998年 7月 KPMGグローバルソリューション株式会社 入社
- 2000年 2月 KPMGビジネスアドバイザリーLLC 入社
- 2003年 8月 株式会社KPMG FAS 代表取締役パートナー 就任
- 2006年 9月 金沢工業大学虎ノ門大学院 客員教授 就任
- 2019年 7月 アルヒ株式会社 社外取締役 就任(現任)
- 2019年 7月 株式会社ギガプライズ 社外取締役 就任(現任)
- 2019年11月 株式会社SFM 社外取締役 就任(現任)
- 2019年12月 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外監査役 就任
- 2021年12月 同社 取締役 監査等委員(社外) 就任(現任)

#### ▶ 重要な兼職の状況

大信田博之氏は、株式会社ギガプライズ及び株式会社SFMの社外取締役を務め、また、ジャパンベストレスキューシステム株式会社の取締役 監査等委員(社外)を務めております。

#### ▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大信田博之氏は、経営者として、また、コンサルタントとしての豊富な経験と知見を有しております。特に資本提携を含むM&A、経営戦略について専門的な観点から当社の業務執行に対する客観的かつ長期的な助言・監督を期待し、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者としたものであります。同氏が選任された場合は、人事報酬委員会委員として当社の取締役候補者の選定や報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。また、特別委員会委員として親会社グループとの間の利益相反取引について、少数株主の利益保護の観点から、審議・検討を行っていただく予定です。

#### ▶ 社外役員の独立性に関する事項

当社は、大信田博之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏が所属していた株式会社日本長期信用銀行については、当社の借入先ではなく、また、退職から20年以上の年数が経過していることから、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれのない十分な独立性を有していると判断しております。

候補者番号

7

新任

社外

独立



さわ だ ただ ゆ き  
澤田 忠之

(生年月日 1969年3月13日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 取締役在任年数 (本総会終結時) —

#### ▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 1996年 4月 東京地裁判事補 就任
- 1998年 4月 鹿児島地家裁判事補 就任
- 2001年 4月 さいたま地家裁判事補 就任
- 2003年 8月 国連極東アジア犯罪防止研究所研修員 兼務
- 2004年 4月 福井地家裁敦賀支部長判事補 就任
- 2006年 4月 福井地家裁敦賀支部長判事 就任
- 2007年 4月 大阪地裁判事 就任
- 2009年 4月 京都産業大学法科大学院派遣教員 兼務
- 2010年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
- 2010年 4月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 入所  
同所 パートナー 就任 (現任)

#### ▶ 重要な兼職の状況

澤田忠之氏は、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 パートナー弁護士であります。

#### ▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

澤田忠之氏は、裁判官及び弁護士としての豊富な経験と専門的な知見を有しております。特に人事・労務分野及び法務・コンプライアンス分野において、専門的な観点から、当社の業務執行に対する適切な助言、監督をいただき、当社のサステナビリティ経営に貢献いただくことを期待し、取締役会は同氏を取締役候補者としたものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

#### ▶ 社外役員に関する事項

当社は、澤田忠之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。また、同氏が所属している弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所との間に顧問契約はなく、定常的な取引もありません。



## 第4号議案 監査役1名選任の件

第9回定時株主総会終結の時をもって、当社監査役中野竹司氏が任期満了となるため、以下の重任社外監査役1名を選任することにつき、ご承認いただきたく存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

再任

社外

独立



なか の たけ し  
中野竹司

(生年月日 1968年8月11日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 監査役在任年数(本総会終結時) 4年0ヶ月
- ▶ 取締役会 出席率 100% (18/18)
- ▶ 監査役会 出席率 100% (13/13)

### ▶ 略歴及び当社における地位

- 1991年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所
- 1995年 4月 公認会計士登録
- 2006年10月 弁護士登録(東京弁護士会)
- 2011年 6月 中野公認会計士事務所 設立(現任)
- 2015年12月 石澤・神・佐藤法律事務所(現 奥・片山・佐藤法律事務所) 入所  
同所 パートナー 就任(現任)
- 2016年 6月 高周波熱錬株式会社 社外監査役 就任(現任)
- 2019年 6月 アルヒ株式会社 社外監査役 就任(現任)

### ▶ 重要な兼職の状況

中野竹司氏は、奥・片山・佐藤法律事務所 パートナー弁護士であります。

### ▶ 社外監査役候補者とした理由

中野竹司氏は、法律及び財務・会計に関する豊富な経験と見識を有しており、監査機能の実効性の向上、監査機能の強化を中心に、専門的な観点からの意見を述べ、当社の社外監査役として必要な役割を果たしていると考えられることから、取締役会は同氏を引き続き社外監査役候補者としたものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

### ▶ 社外役員の独立性に関する事項

当社は、中野竹司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、同氏が所属している奥・片山・佐藤法律事務所との間に顧問契約はなく、定常的な取引もありません。

再任

再任監査役候補者

社外

社外監査役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 中野竹司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中野竹司氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、監査役全員との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に規定される金額の合計を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約の内容は事業報告の46ページに記載のとおりです。そのため、中野竹司氏の再任が承認された場合は、当該契約を締結する予定であります。
4. 取締役会及び監査役会出席率は当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の回数及び出席回数より算出しております。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の46ページに記載のとおりです。中野竹司氏の再任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 監査役候補者の「略歴並びに当社における地位」にて「現任」の記載がないものにつきましては全て退任しております。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令若しくは定款に定める員数を欠くことになる場合、又は常勤監査役たる馬場康弘氏が欠けた場合に備え、以下の候補者1名を補欠としての監査役に選任することにつき、ご承認いただきたく存じます。

なお、本選任の効力は次期定時株主総会開始の時までとなりますが、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその承認を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案については、監査役会の同意を得ております。

ひろ た こう いち

廣田 耕 一

(生年月日 1961年7月1日)

▶所有する当社の株式数

0株

### ▶略歴及び当社における地位

- 1984年 4月 警察庁 入庁
- 2007年 8月 愛媛県警察本部長
- 2009年 4月 警察庁生活安全局保安課長
- 2013年 2月 警察庁交通局交通企画課長
- 2014年 1月 警視庁交通部長
- 2015年 7月 東京都青少年・治安対策本部長
- 2018年 1月 大阪府警察本部長
- 2019年 5月 日本生命保険相互会社 顧問 就任
- 2019年 6月 アドソル日進株式会社 社外取締役 就任 (現任)
- 2020年 10月 アルヒ株式会社 特別顧問 就任 (現任)

### ▶重要な兼職の状況

廣田耕一氏は、アドソル日進株式会社の社外取締役であります。

### ▶補欠としての社外監査役候補者とした理由

廣田耕一氏は、当社顧問として、警察庁等での豊富な経験や知見、幅広いネットワークに基づく、専門的かつ客観的な指導及び助言を行っており、今後、当社のリスクマネジメント強化を更に牽引していくことが期待できるため、取締役会は同氏を補欠としての監査役候補者としたものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から当社の監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 廣田耕一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 廣田耕一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 当社は、監査役全員との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に規定される金額の合計を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約の内容は事業報告の46ページに記載のとおりです。そのため、廣田耕一氏が監査役に就任する際には、同氏と当該契約を締結する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の46ページに記載のとおりです。そのため、廣田耕一氏が監査役に就任する際には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 補欠監査役候補者の「略歴及び当社における地位」にて「現任」の記載がないものにつきましては全て退任しております。

以上

ご参考

<2023年6月21日 第9回定時株主総会後の取締役・監査役（予定）>

氏名	役職	社外	企業経営	財務・会計・ファイナンス	マーケティング・営業	テクノロジー	国際性	人事・労務	コンプライアンス 法務・	リスクマネジメント	ESG・サステナビリティ ガバナンス・	人事報酬委員会	特別委員会
吉村 猛	代表取締役		●	●						●	●		
勝屋 敏彦	代表取締役		●		●	●	●					●	●
松本 康子	取締役		●	●						●	●		
太田 智彦	取締役		●		●	●					●		
高橋 和彦	取締役		●	●	●				●				
大信田 博之	取締役	●	●	●			●	●				●	●
澤田 忠之	取締役	●						●	●	●	●		
馬場 康弘	常勤監査役	●		●			●		●	●			
今村 誠	監査役	●					●	●	●	●			
中野 竹司	監査役	●		●					●	●	●	●	●
上野 光正	監査役	●		●			●		●	●			

- (注) 1. 上記は、各人の有するスキルのうち、主なもの4つに●印を付けております。各人の有する全てのスキル・能力・その他の知見を表しているものではありません。
2. 役付取締役は本株主総会後の取締役会にて正式に決定いたします。

# 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の住宅関連業界においては、世界的なインフレ、円安等を背景とした建築関連資材の高騰による住宅価格の上昇を受け、新設住宅着工戸数及び仲介成約件数はともに前年比減少となりました。住宅ローン市場においては、月額返済額を抑えた商品に対するニーズの高まり、銀行の金利引き下げ競争の激化等により、従来以上に変動金利商品を選択するお客さまが増加しました。また、住宅価格の上昇及び物価高の影響で住宅購入を見送るお客さまが見受けられたことに加え、日銀の金融政策修正による長期金利の上昇を受け固定金利が上昇したことで、固定金利の【フラット35】には厳しい市場環境となり、当連結会計年度における【フラット35】(全体)の融資実行件数は前連結会計年度比で24.2%の減少となりました。

このような状況のもと当社グループの住宅ローン事業においては、商品の販売力強化及び販売チャネル拡大に向けて、全国に8支社体制を確立し地域に密着した営業活動を推進するとともに、変動金利商品中心の銀行代理商品を取り扱う直営店舗の拡充、返済を最長で40年とした変動金利住宅ローン「ARUHSーパー40」のリリース、本社主導による不動産事業者との提携等を進めてまいりました。

また、当社グループは「住み替えカンパニー」として、住み替えを希望するお客さまの街探し・家探しから住宅購入、住宅ローンに繋げる基盤の構築を進めております。一人ひとりのライフスタイルや価値観に合った“本当に住みやすい街”を提案するWebサービス「TownU」では、従来の「街診断」による街探しに加え、「街情報」ページ内に物件紹介機能を追加し、家探しサービスの提供を開始しました。住み替えについてのコンサルティングを提供するアルヒ住み替えコンシェルジュでは、「TownU」との連携強化に加え、不動産事業者との連携強化等によるお客さまとの接点拡大に取り組み、2023年4月からの対応エリア拡大に向けた準備を進めました。

当社は、2022年11月にSBIホールディングス株式会社のグループ会社となりました。SBIグループとの協働による商品・チャネルの更なる拡充を進め「住み替えカンパニー」としてのサービスを充実させるべく、住宅ローン事業においては、FC店舗で販売可能な変動金利商品の共同開発を進めております。また、2023年3月に連携第1弾としてSBI損害保険株式会社と業務提携に関する基本合意を行ったほか、アルヒ住み替えコンシェルジュにおいても、SBIグループとの連携を開始しており、今後も順次グループ間ビジネス連携を拡大してまいります。

当連結会計年度の営業収益は、前連結会計年度比2,587百万円減少となる22,601百万円(前連結会計年度比10.3%減)となりました。内訳としては【フラット35】の取扱いが低調であったことを受け、

融資実行業務は前連結会計年度比27.6%減少しました。一方で、債権管理回収業務は前連結会計年度比7.9%増加、保険関連業務は前連結会計年度比13.2%増加と好調に推移したほか、新規事業等のその他業務は前連結会計年度比66.2%増加しました。また、融資実行業務の収益と連動する貸付債権流動化関連の収益は前連結会計年度比で減少したものの、金融商品の公正価値の増加に伴う収益が前連結会計年度比で増加したことにより、ファイナンス業務は前連結会計年度比4.8%減少にとどまりました。営業費用は、融資実行業務に連動する費用が減少した一方、新規事業等の増収に伴う費用増加に加え、株式公開買付け関連費用の計上により、前連結会計年度比1.7%の減少となりました。その結果、税引前利益については前連結会計年度比2,032百万円減少となる4,119百万円（前連結会計年度比33.0%減）、当期利益は2,802百万円（同33.7%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,821百万円（同33.5%減）となりました。

以上により、当社グループの当連結会計年度の営業収益は以下のとおりとなりました。

（単位：百万円）

営業収益内訳	前連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当連結会計年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	前連結会計年度比
融資実行業務	12,192	8,829	72.4%
ファイナンス業務	6,574	6,260	95.2%
債権管理回収業務	2,840	3,065	107.9%
保険関連業務	2,843	3,220	113.2%
その他業務	737	1,224	166.2%
合計	25,189	22,601	89.7%

- (注) 1. **融資実行業務**：当業務における主な収入は当社が融資実行した際に受領するオリジネーション・フィー売上（実行金額に一定の料率を乗じて算出）です。
2. **ファイナンス業務**：当社は、住宅ローンの融資実行により発生した貸付債権を対象として、債権流動化・証券化を実施することで資金調達を行っております。また、融資実行後、貸付債権流動化・証券化を実施するまでの間、当社が貸付債権を保有する場合には、主に銀行借入により資金調達を行っております。当業務における主な収入は、貸付債権の債権譲渡時に発生する貸付債権流動化関連収益（債権譲渡の対象となる貸付債権について、当社が受け取る権利を有している金利スプレッド等の将来キャッシュ・フローを公正価値で評価し収益認識するもの）及び当社で保有している貸付債権から発生する利息収入です。
3. **債権管理回収業務**：当社は、当社が融資実行した住宅ローン債権について、住宅金融支援機構や信託銀行などの金融機関から委託を受けて、債権譲渡後の住宅ローンに関する債権の管理・回収業務を受託しております。当業務における主な収入は当社が住宅金融支援機構等から受領するサービシング・フィー売上です。なお、住宅ローンの債権譲渡により会計上認識される回収サービス資産について、期中回収分をサービシング・フィー売上に含めております。
4. **保険関連業務**：当社は住宅ローンの販売に際して、保険会社からの業務委託を受けて、保険代理店としての業務を行っております。また、住宅ローンに付帯する団体信用生命保険、全疾病保障特約付の保険商品等の取扱いに関する業務を行っております。当業務における主な収入は、保険代理店手数料売上及び団体信用生命保険料売上です。
5. **その他業務**：その他業務の主な売上の内容は、居住用不動産の買取再販や事務受託業務による売上、FC運営法人に対するシステム利用料です。

## (ご参考) 業績ハイライト

### ▶ 営業収益

前連結会計年度比  
**22,601** 百万円 **10.3** %減

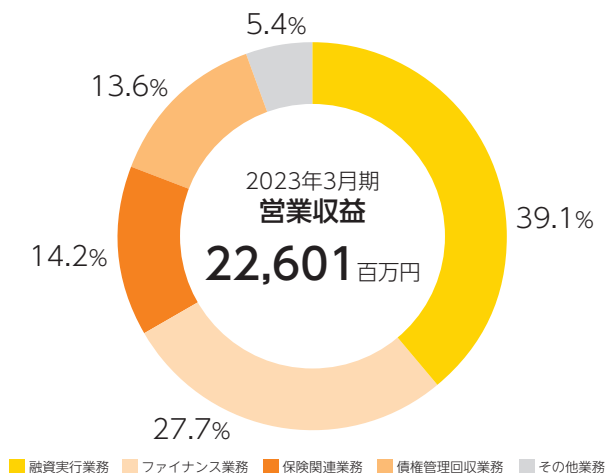
### ▶ 税引前利益

前連結会計年度比  
**4,119** 百万円 **33.0** %減

### ▶ 当期利益

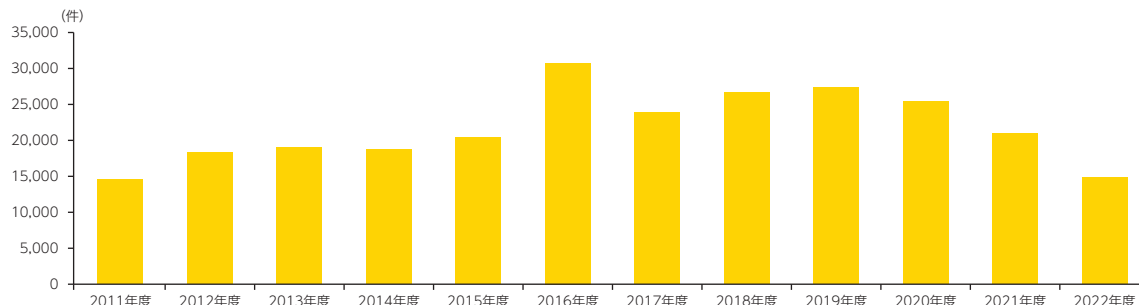
前連結会計年度比  
**2,802** 百万円 **33.7** %減

### ▶ 業務別営業収益構成比



### ▶ 当社における融資実行件数の推移 (借換含む)

【フラット35】市場の低迷などにより、当社の融資実行件数（借換含む）は、前連結会計年度比29.2%減少となりました。当社としましては、支社による地域密着型マーケティングを確立するとともに、SBI新生銀行との共同開発商品を導入し、FC店舗における変動金利商品のリリースを予定しております。また、SBIグループ及び外部企業との提携による新チャネル開拓を積極的に行ってまいります。



## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの運転資金の調達及び借入金の返済を目的として、複数の金融機関より長期借入金6,500百万円の調達を実施しました。また、手元流動性を確保するため、21,500百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しました。その結果、当連結会計年度末における長期借入金は25,000百万円、短期借入金は38,000百万円となっております。その他、増資等による資金調達は行っておりません。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は、714百万円であります。その主なものは、業務系システム関連及びサイト運営関連ソフトウェア、並びに支店・FC店舗の出店改装などによるものであります。

## (3) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	10,362
株式会社三井住友銀行	4,999

- (注) 1. 当社は運転資金の調達及び手元流動性を確保するため、株式会社みずほ銀行を主幹事とする総額32,900百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約、株式会社三井住友銀行と10,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。
2. 上記コミットメントライン契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は、9,000百万円であります。



## (4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	2020年3月期 第6期	2021年3月期 第7期	2022年3月期 第8期	2023年3月期 第9期
営業収益	26,202	26,821	25,189	22,601
税引前利益	7,315	7,745	6,151	4,119
当期利益	4,972	5,177	4,225	2,802
親会社の所有者に帰属する当期利益	4,972	5,177	4,239	2,821
当期包括利益	4,972	5,177	4,225	2,802
基本的1株当たり当期利益	141円45銭	146円58銭	119円78銭	79円64銭
希薄化後1株当たり当期利益	138円65銭	145円11銭	119円02銭	79円40銭
資産合計	132,585	164,762	150,713	148,616
資本合計	26,634	30,093	31,877	32,735
親会社の所有者に帰属する持分	26,634	30,093	31,889	32,765
親会社所有者帰属持分比率	20.1%	18.3%	21.2%	22.0%
1株当たり親会社所有者帰属持分	756円79銭	847円67銭	903円09銭	921円43銭

- (注) 1. 当社は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準に基づいて連結計算書類を作成しております。  
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表記しております。

## (5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社は、住宅ローン事業を主要事業としております。その主な内容は以下のとおりです。

### ① 経営の基本方針

人生は「ある日」の積み重ねでできています。そして、住宅を持つ日は、お客さまにとってかけがえのない「ある日」。当社グループは、住み替える人々に必要なさまざまなサービスと商品を、全国の店舗をはじめとする多様なチャネルを通じご提供することで、お客さまの大切な「ある日」が最高のものとなるようお手伝いします。

### ② 中期的な経営戦略

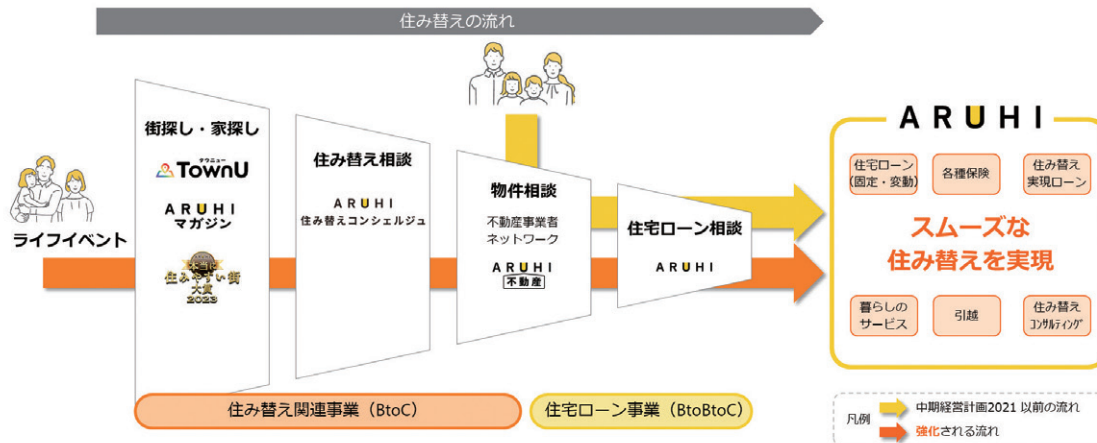
ライフスタイルの多様化に伴い、ライフステージに応じた住み替えを行うことは、お客さまの生活を豊かにしますが、現状、住み替えにはさまざまなボトルネックが存在しています。当社は、住み替えに必要な商品・

サービスをワンストップでご提供することにより、ボトルネックを解消し、住み替えのハードルを下げること  
 で住み替え回数を増加させ、お客さまの大切な「ある日」が最高のものとなるようにお手伝いします。また、  
 住み替え後の中古住宅の流通を促進させることを通じて、循環型社会の形成に貢献していくことを目指しま  
 す。

当社グループは、上記達成に向け、これまでの住宅ローン会社からお客さまの住み替えをワンストップでサ  
 ポートする住み替えカンパニーに進化します。お客さま一人ひとりのライフスタイルや価値観に合った住みや  
 やすい街の提案から、住み替え時や住み替え後の暮らしまで、ライフステージに合わせたさまざまな商品・サー  
 ビスの提供を通じて蓄積されるデータベースを活用することで、事業成長を加速させます。

2021年度に「中期経営計画2021」を策定し、「住み替えカンパニー化」に向け、不動産事業者を經由した  
 お客さまの住み替えを住宅ローンの実行を通じて支援する流れ（BtoBtoC）に加え、不動産事業者への物件相  
 談の前に、お客さまから直接住み替えの相談を承る新しい流れ（BtoC）の強化に取り組んでまいりました。  
 具体的には、街探し・家探しのためのサービスである「TownU」の展開、住み替えのご相談を承るアルヒ住  
 み替えコンシェルジュの設立などを進めてまいりました。しかしながら、コアビジネスである住宅ローン事業  
 を取り巻く環境が大きく変化したことから、住み替えカンパニー化を目指す基本戦略を軸に、住宅ローン事業  
 を再成長軌道に回帰させる「中期経営計画2023」を公表いたしました。当社グループは2022年11月にSBIグ  
 ループの一員となりましたが、同グループ及び外部企業との連携を礎に「住み替えカンパニー」への進化を加  
 速させてまいります。具体的な取組内容は以下のとおりです。

### 【住み替えカンパニー化において当社が目指す姿】



## a. 住宅ローン事業

住宅ローン市場は、住宅価格の高騰・高止まり、物価上昇下で高まった月額返済額の低減ニーズの高まりなどを受けて、変動金利商品が優位な環境が続いております。そのため、住み替えカンパニーとして、より多くのお客さまの住み替えを住宅ローンの実行を通じて支援するためには、商品及びチャネル戦略を見直し、SBIグループ及び外部企業との連携を更に住宅ローン紹介の受け皿を拡大していく必要があります。具体的には、①FC領域において競争力のある変動金利商品を拡充するなど住宅ローン商品の全チャネルフルラインアップの推進、②本社主導の不動産事業者連携など既存店舗を補完・増強する新規チャネルの開発、③地域密着型マーケティングの強化を目的とした営業特化拠点の拡充、支社営業の強化によるFC支援など店舗形態見直しや事業者カバレッジの強化、を進めます。併せて、Web申込、電子金消契約までのWeb完結プロセスの開始などDXの加速によるお客さまの利便性の向上、オペレーションや店舗業務の効率化を推進してまいります。また、後述する住み替え関連事業における住み替え相談窓口の拡大を通じた住宅ローンの実行件数の積み上げなど事業間連携を通じて更なる成長を目指します。

## b. 住み替え関連事業

より多くのお客さまの住み替えを支援するために、人生のさまざまなライフステージで住み替えを希望するお客さまを、ご検討の初期段階からお手伝いします。一人ひとりのライフスタイルや価値観に合った“本当に住みやすい街”を提案するWebサービス「TownU」では、従来の「街診断」による街探しに加え、「街情報」ページ内に物件紹介機能を追加し、家探しサービスの提供を開始しています。今後も物件情報拡充による「物件レコメンド」機能を強化し、家探しサービスとして利便性向上を進めてまいります。物件購入・売却、住宅ローンなどの住み替えについてのコンサルティング業務を行うアルヒ住み替えコンシェルジュでは、「TownU」との連携強化、不動産事業者との連携強化等によるお客さまとの接点を拡大する等の事業基盤の強化に取り組むと共に、サービス提供エリアを一都三県から中部、近畿、九州エリアに拡大しております。住み替えの促進により蓄積される各種データを活用することで、「TownU」及びアルヒ住み替えコンシェルジュにおける顧客体験を向上させ、更なる成長を目指します。

### ▶ ARUHI 住み替えコンシェルジュ

URL:<https://www.aruhi-concierge.co.jp/>

## ③ 目標とする経営指標

当社グループは、利益ある成長を経営目標とし、営業収益及び親会社の所有者に帰属する当期利益、税引前利益、及び住宅ローン新規借入実行件数を重視しております。

## (6) 主要な営業所及び従業員の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 主要な営業所

#### 事務所

六本木本社	東京都港区
柏の葉分室	千葉県柏市

#### 営業所

北海道・東北支社	宮城県仙台市青葉区
ARUHI札幌支店	北海道札幌市中央区
ARUHI郡山支店	福島県郡山市
北関東支社	埼玉県さいたま市大宮区
ARUHI宇都宮支店	栃木県宇都宮市
ARUHI川越支店	埼玉県川越市南通町
ARUHI川口支店	埼玉県川口市幸町
南関東支社	神奈川県横浜市西区
ARUHIたまプラーザ支店	神奈川県横浜市青葉区
ARUHI川崎支店	神奈川県川崎市川崎区
ARUHI藤沢中央支店	神奈川県藤沢市
ARUHI東京ローンセンター	東京都千代田区
ARUHI池袋支店	東京都豊島区
ARUHI南阿佐ヶ谷支店	東京都杉並区
ARUHI神田支店	東京都千代田区
ARUHI稲毛支店	千葉県千葉市稲毛区
中部支社	愛知県名古屋市市中村区
ARUHI富士支店	静岡県富士市加島町
ARUHI平針支店	愛知県名古屋市天白区
関西支社	大阪府大阪市中央区
中国・四国支社	広島県広島市中区
九州支社	福岡県福岡市博多区
ARUHI熊本流通団地支店	熊本県熊本市南区
ARUHI鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市東千石町

### ② 従業員の状況

従業員数 : 485名 (前連結会計年度末比13名増)

(注) 従業員数には、アルバイト、派遣社員、契約社員及び業務委託社員は含めておりません。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社に関する事項は以下のとおりです。

名称	住所	資本金	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	139,272 百万円	54.32 (54.32)	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等
SBIノンバンクホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	100百万円	54.32	金融事業

(注) 議決権比率の ( ) 内は、間接所有分 (内数) であります。

②重要な子会社に関する事項は以下のとおりです。

名称	住所	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
アルヒRPAソリューションズ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,500万円	100%	事務受託事業
アルヒ不動産テクノロジー株式会社	東京都目黒区上目黒一丁目26番1号	1,000万円	100%	不動産仲介事業
アルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	500万円	70%	住み替えに関するサービス事業

## (8) 対処すべき課題

当面の住宅ローン市場においては、住宅価格の高止まり、物価上昇トレンドの継続に加え、固定金利と変動金利の金利差は縮まらず変動金利優勢の状況は継続することが予想されるものの、賃上げが進んでいることに加え、ライフスタイルの変化を踏まえてより快適な住環境を求める傾向は続いていることから、新築・中古ともに住宅需要は底堅く推移すると見込んでおります。

中期的には、ライフスタイルの多様化に伴うライフステージに合わせた住み替え等を背景とした住宅需要の活性化が予想されます。また、国の中古物件流通促進政策を背景とした中古物件流通量の増加等により中古物件の資産価値が向上し売却を視野に入れた住み替えが増加することによる住宅ローンの増加など、住宅ローン市場において引き続き成長が見込める領域（潜在マーケット）が存在すると想定されます。

上記を踏まえ、複数の切り口から対処すべき課題について記載します。

### ① 競合他社の状況と商品ラインアップ

住宅ローン市場においては、銀行等が提供する変動金利商品が全住宅ローンの約90%（注1）の市場を占有し、特に三大都市圏における競争が激化しています。銀行による積極的な貸出が行われた一方、住宅価格の上昇及び物価高の影響で月額返済額の低減ニーズが高まったことに加え、日銀の金融政策修正による長期金利の上昇を受け固定金利が上昇したことで、全期間固定金利の【フラット35】にとっては厳しい市場環境とな

りました。当該外部環境の変化に合わせた商品ラインアップの拡充、特に、FC領域における変動金利商品の拡充が課題であると認識しています。

当社は、従来から提供する住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供している全期間固定金利商品である「ARUHIフラット35」（【フラット35】買取型）に加え、当社独自の全期間固定金利商品である「ARUHIスーパーフラット」（【フラット35】保証型）を拡販することにより、固定金利市場の拡大を図っています。「ARUHIスーパーフラット」シリーズは全体の実行件数を押し上げる原動力となっており、2023年3月期の【フラット35】の実行件数（借換を含む）シェアは25.2%となり、13年連続で第1位（注2）となりました。

当面の間、固定と変動の金利差を背景に銀行の積極的な融資スタンスが継続すると予想されることから、直営店領域におけるネット銀行の変動金利商品の拡販、FC領域におけるSBI新生銀行と共同開発を行っている当社オリジナル変動金利商品の拡充により、住宅ローン事業の更なる拡大を図ります。

今後も2022年5月に商品改定を行った「ARUHIスーパー40」のような毎月の返済額を抑える超長期住宅ローンの導入をはじめとして、外部環境の変化に合わせた商品ラインアップの拡充に引き続き取り組んでまいります。

- (注) 1.出典：国土交通省 令和4年度 民間住宅ローンの実態に関する調査結果報告書  
固定金利期間選択型を含む。  
2.取扱全金融機関のうち借換を含む【フラット35】実行件数（当社調べ）

## ② 販売チャネル及び営業体制

当社グループは、FC店舗、直営店舗、直販ホールセール営業や、来店不要で手続きが可能な非対面チャネルなど、さまざまな販売チャネルを拡大して提供することで、より大きな市場により効率よくアクセス可能な体制を整備してまいりました。足許の外部環境の変化を踏まえ、今後は、当社の強みである店舗ネットワークにおける業務の更なる効率化や、店舗の営業活動や接客スキルの平準化や向上を目的としたデジタル営業ツールの拡充など、DXを加速させ、お客さまの多様化するニーズへの対応に引き続き取り組んでおります。また、全国に8支社体制を確立し、従来のFC店舗の支援・管理機能と直営店舗の営業機能を一本化することで、より高度かつ機動的な営業戦略の策定・遂行を図るとともに、FC店舗と連携した不動産事業者開拓やFC店舗へのきめ細かいサポート等の地域密着型マーケティングの強化を進めております。さらに、地域密着型マーケティングを強化するため、本社主導の不動産事業者連携など既存店舗を補完・増強する新規チャネルの開発、営業特化拠点の拡充、支社営業の強化によるFC支援など店舗形態見直しや事業者カバレッジの強化を進めてまいります。







一方、適正な店舗運営の強化に取り組む上で、FC店舗を含む人材の安定的な確保、研修などの教育制度による能力向上及びコンプライアンス体制の強化が課題であると認識しており、こうした営業体制の再編により、店舗チャネルの戦略的な運営を従来以上に推し進め、販売体制とコンプライアンス体制の強化に継続的に取り組んでまいります。

## ③ オペレーション体制

当社グループは、住宅ローン業務において、OCR（Optical Character Recognition）やRPA（Robotic Process Automation）、AI等の最先端テクノロジーを活かして、お客さまの利便性と営業及び事務効率の向上に取り組んでいます。また、審査プロセスの強化・AIを活用した住宅ローン不適正利用検知システムを導入する等の住宅ローン不適正利用の予防に取り組んでおります。今後も引き続きテクノロジー活用領域の拡張を行い、事務を極小化した新型店舗の開発等の事務処理の効率化に取り組んでまいります。オペレーション体制の強化においては、イノベーション・チャレンジを継続することが当社グループの責務かつ課題であると認識しています。

④ サステナビリティ

当社グループは、ESG視点の経営優先テーマ「マテリアリティ」を策定し、社会や環境への配慮などの取組みを事業戦略とより一層結びつけ、社会と社の成長につなげていきます。なお、サステナビリティの活動については、当社Webサイト (<https://www.aruhi-group.co.jp/sustainability>) にて公開しております。

		課題と事業戦略	SDGsの目標
環境への取組み	<p>「ストック型・循環型社会の形成」による環境負荷の軽減及び気候変動への対応</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住み替え事業を通じた中古住宅の流通促進によるストック型・循環型社会の形成に注力し、中古住宅の流通促進を通じた廃棄物の削減に寄与することにより、社会の環境負荷を軽減し、気候変動に対応します</li> <li>・ 環境配慮型住宅向け住宅ローン商品（【フラット35】S）の提供により、社会の環境負荷を軽減し、気候変動に対応します</li> <li>・ 【フラット35】の省エネルギー性に関する基準を満たす住宅ローン債権を対象としたグリーンRMBSを継続的に発行し、本商品の更なる普及を目指します</li> <li>・ 事業の遂行における環境負荷の軽減を実現します</li> </ul>	
社会への取組み	<p>自分らしい豊かでサステナブルなライフスタイルの提案</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【フラット35】をはじめ様々な金融商品や住み替えのための各種サービスの提供を通じ、より多くの人に豊かな住まいと暮らしを提供します</li> <li>・ 一人ひとりの価値観やライフスタイルをもとに“本当に住みやすい街”をご提案する「TownU（タウンユ）」と、中古住宅を含む最適な家のご紹介、買い替えのご相談などを通じ、ライフスタイルに合う住まい選びの実現を応援します</li> <li>・ 自治体、地元企業などとタイアップした地域活性、空き家再生などを促進します</li> </ul>	
社会への取組み	<p>社会価値を生み出す人材の育成・開発と個の尊重</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会価値を創造し続けることのできる社会感度の高い人材づくりと組織風土・文化の醸成に注力します</li> <li>・ 多様な働き方を応援・実践します</li> <li>・ スキル向上・キャリア形成のための施策を通じ人材開発に積極的に取り組みます</li> <li>・ ダイバーシティを推進します</li> <li>・ 人権を尊重します</li> </ul>	
ガバナンス	<p>持続的成長に向けたガバナンス強化</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厳正なコーポレート・ガバナンスの体制を構築・維持します</li> <li>・ 取締役の独立社外比率を半数以上とし、経営の透明性と客観性を確保します</li> <li>・ 教育の徹底、外部専門家の登用、ITツールの活用などによりコンプライアンスを徹底します</li> <li>・ 情報セキュリティマネジメント、個人情報保護の徹底などを通じ、社会や環境に負の影響を与え得る活動を抑制し、企業活動のリスク軽減を図ります</li> </ul>	

### a. 「ストック型・循環型社会の形成」による環境負荷の軽減及び気候変動への対応

当社は、「良いものを受け継ぎ長く使う、ストック型・循環型社会の形成に貢献する」「地球環境に配慮した、良質な住宅の普及を促進する」との考え方をベースに企業活動を行っております。

当該考え方に基づき、当社が取り扱う「ARUHIスーパーフラット」のうち、【フラット35】の「省エネルギー性に関する技術基準」を満たす住宅に対するローン債権を裏付け資産としたRMBS（以下、「グリーンRMBS」という。）を2020年1月以降継続的に発行し、資金調達を行っております。また、2023年2月には、環境配慮型住宅向けの住宅ローン等を資金使途としたサステナブルファイナンス・フレームワークを策定し、省エネルギー性に優れた住宅の普及促進により一層貢献してまいります。こうした当社の取組みは、グリーンへの投資を望む投資家や金融機関等と環境に配慮した住宅に住みたいと考えているお客さまをつなぐ役割を果たしており、2021年4月にはグリーンRMBSの発行が日本初の取組みとして評価され、「ディール・オブ・ザ・イヤー2020」の「ベスト・ストラクチャード・プロダクト」を受賞しております。

また、当社は、2022年6月にTCFD提言への賛同を表明するとともに、TCFD提言に沿った情報開示を実施しております（<https://www.aruhi-group.co.jp/sustainability/environment/tcfd>）。

- (注) 1. RMBSとは、Residential Mortgage-Backed Securitiesの略称です。住宅ローン債権を裏付け資産として発行される証券のことで、グリーンRMBSは、その中でも高い環境改善効果が期待される住宅を取得するための住宅ローンを裏付け資産として発行されるものを指します。
2. 「ARUHI スーパーフラット」とは、「お客さまが民間金融機関が提供する住宅ローンを返済できなくなった場合に、住宅金融支援機構が民間金融機関に対し保険金の支払いを行う」という住宅融資保険（保証型用）のしくみ（【フラット35】保証型）を用いたARUHI独自の商品を指します。

### b. 自分らしい豊かでサステナブルなライフスタイルの提案

当社グループは、「ARUHIフラット35」をはじめさまざまな金融商品や住み替えに関わる各種サービスの提供を通じ、より多くの人に豊かな住まいと暮らしを提供してまいります。

地域活性への取組みにおいては、「本当に住みやすい街大賞」の選定を行っております。住宅ローン事業で得られた膨大なデータを基に、あこがれやイメージではなく「実際にその地域で生活する」という視点から、住環境・交通便利・教育環境・コストパフォーマンス・発展性の5つの基準について、住宅や不動産の専門家が参画する選定委員会によって、公平な審査のもとに毎年「本当に住みやすい街」を選定しランキングを発表しております。主要な地域別に公表しているこのランキングはTV、雑誌、インターネットなどの多くのメディアに取り上げられ話題となっており、選出された街の商店街の看板やWebサイトなどにランキングを利用させていただくことで、街のPRを後押ししております。また、川口市と連携し移住促進を目的としたリーフレットを作成するなど各自治体との地域活性に向けた取組みを通して、街の持続的な発展に貢献しております。

さらに、Webサービス「TownU」では、自分らしい豊かな生活の実現のため、一人ひとりのライフスタイルや価値観に合った最適な街と物件をAIで提案し、街選び・住まい探しのサポートをしています。

【「TownU」イメージ画像】

▶ ARUHI presents 本当に住みやすい街大賞 ランキングサイト

URL:[https://www.aruhi-corp.co.jp/cp/town\\_ranking/](https://www.aruhi-corp.co.jp/cp/town_ranking/)

▶ 「TownU（タウンユ）」 サービスサイト

URL:<https://townu.jp/>

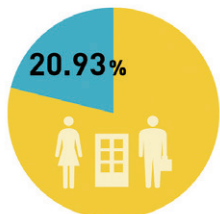




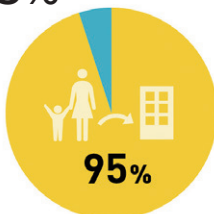
### c. 社会価値を生み出す人材の育成・開発と個の尊重

当社グループは、従業員一人ひとりがそれぞれのワークスタイル・ライフスタイルに合わせてその能力を最大限発揮できる多様性のある職場環境を目指し、その一環として、リモートワーク体制の推進やコアタイムがないスーパーフレックス制度を導入しております。またキャリア開発支援として、社内公募制度や自身のキャリアを申告し会社からのサポートを得やすくするキャリアエントリー制度も導入しております。「労働ブロッカー（妊娠・出産・育児・介護等により、通常の労務提供に支障を生じさせる要因）」対策の一環では最長3年の育児休業や小学校6年生までの育児短時間勤務制度などに加え、産休・育休中は先輩従業員に復職後のアドバイスを受ける「ワーキングペアレントコミュニティ」を開催するなどの取組みを行っております。今後は介護・看護等への対策も強化し、当社に就業する優秀な従業員が、性別・年齢・ライフスタイルに関係なく、一人ひとりが働きやすく、働きがいのある会社となるべく邁進してまいります。

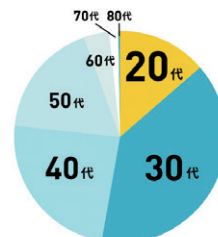
**女性管理職比率**  
20.93%



**ARUHI従業員の  
産休・育休復帰率**  
95%



**新卒からシニアまで  
幅広い年代の従業員が活躍中**



(注) 1. 女性管理職比率については、組織長以上の管理職における女性比率としております。  
2. いずれも2023年3月末時点

教育研修については、人材開発に関する専門部署を設けており、従業員研修制度の充実化を図っております。具体的には、求められる役割に必要な基礎能力やスキルの習得を目的とした階層別研修、それぞれの担当業務で成果を出すための能力やスキルの習得を目的とした専門分野別研修、将来のキャリアアップを後押しする公開研修や無料e-ラーニング研修を用意しています。当社人事制度に直結する一部の研修を除き、FC法人にも機会提供することでより広範囲のステークホルダーに貢献するよう努めております。今後も更なる環境変化に対応すべく、従業員の工夫やチャレンジを引き出す施策を研修体系に盛り込んでいく予定です。

	短期的	長期的
組織の問題解決力強化	課題解決施策	
	オンボーディング施策	階層研修 (管理職層)
個人の問題解決力強化	選択式研修	階層研修 (一般職層)
	社内資格認定制度	
	業務研修	公開研修/eラーニング

1. 課題解決施策はその時々状況に応じて政策的に行います。
2. オンボーディング施策には研修だけでなく配属先でのメンター制度などを含みます。
3. 社内資格認定制度・業務研修は金融事務・コンプライアンスに関連した内容です。
4. 公開研修/eラーニングは業務上の問題解決だけでなく、個人のキャリアアップに資する内容を含みます。

#### d. 持続的成長に向けたガバナンス強化

##### コンプライアンス

当社グループは、当社の「Mission、Value」の企業理念を具現化した「アルビ・コンプライアンス行動規範」を定め、FC店舗従業員を含む全役職員に周知しています。この行動規範では、社外のステークホルダーの皆さま（お客さま・株主さま・社会全般など）への行動規範と帰属する組織の一員（よりよい企業風土・組織の一員・経営者など）としての行動規範を定めています。

当社は、こうした行動規範を日常業務で継続的に想起し行動につなげるため、「コンプライアンスファースト」をスローガンに掲げるとともに、「コンプライアンス・ハンドブック」を作成し、FC店舗従業員を含む全役職員に配布しております。また、テクノロジーの活用やオペレーションの改善を通じ、ルールに沿った適切な業務運営を行えるよう体制を整えております。FC店舗を含めたこれらの取組みは継続して強化していくことが重要と認識しており、FC店舗を含む全役職員に対する定期的な教育・研修及び月1回行う自主点検に加え、定期検査を通じた管理体制を維持することでコンプライアンス風土の醸成に引き続き努めてまいります。

また、全国に設置する支社にコンプライアンス推進責任者（管轄する直営店舗及びFC店舗のコンプライアンスに関する管理・指導責任者）を設置し、地域に密着したきめ細かいコミュニケーションによるコンプライアンス活動を実践しています。

##### リスク管理

当社グループは、リスク管理基本方針に基づくERM（Enterprise Risk Management）体制により、グループ全体のリスクを統合的に管理しています。事業領域の拡大や商品拡充に伴う新規リスクの検証・評価、既存リスクの継続的なモニタリング等により、リスクを適切にコントロールしながらビジネスの拡大と成長による企業価値向上に取り組んでまいります。

##### コーポレート・ガバナンス

当社は、CGコードを重視した経営を行うため、以下の基本的考え方に基づくコーポレート・ガバナンスを行っております。当社は、これからも透明で健全な企業経営を継続的に行ってまいります。

###### i. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- 1) 株主の権利に配慮し、権利を適切に行使する環境の整備を行います。  
また、持続的な成長や企業価値の向上のため、株主総会及びその他の対話の機会を重視し積極的に対話を行います。
- 2) 取締役会等は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、企業戦略等大きな方向性を示し、適切な執行のリスクテイクを支えるとともに、実効性の高い監督を行います。
- 3) 永続的な企業価値の向上のため、お客さま・従業員・株主・取引先・債権者・地域社会等のさまざまなステークホルダーと協働し、相互の利益や価値を尊重します。
- 4) 会社の経営成績及び財政状態だけでなく、非財務情報としての経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスについて積極的に開示し情報提供の充実による透明な経営を行います。

###### ii. 人事報酬委員会の設置

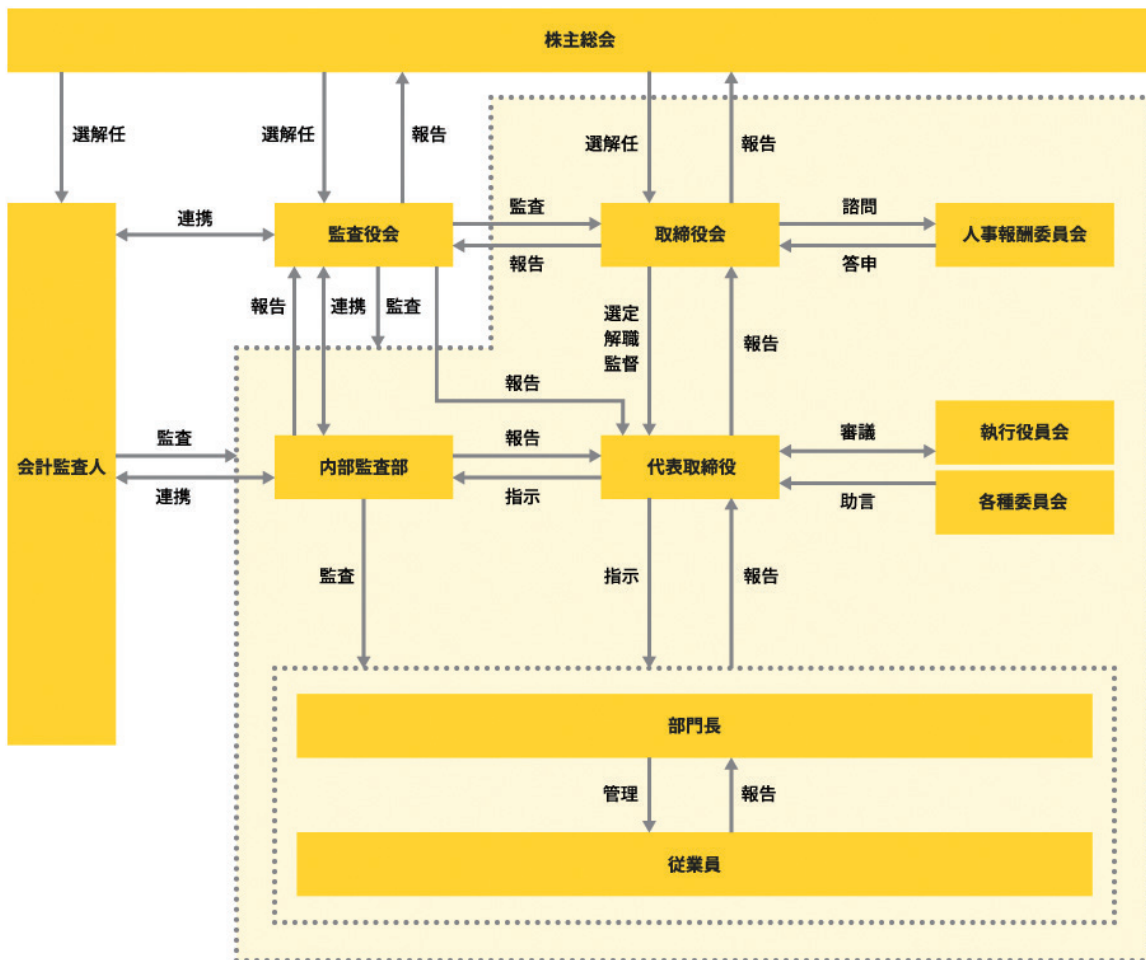
役員的人事・報酬決定の透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員を含む人事報酬委員会を設置しています。

###### iii. 取締役会の実効性向上

コーポレート・ガバナンスの要である取締役会の実効性向上に向けた課題を明らかにし、改善を図ることを目的として、実効性評価を行っています。

iv.ガバナンス体制

当社のガバナンス体制は以下のとおりです。



(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

## 2 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主の皆さまに対する利益還元と継続的な企業発展の双方を経営の最重要課題と認識しており、期末配当のほか、年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これに基づき当社は、ROE水準と財務レバレッジ状況を総合的に勘案し、一定水準の内部留保で更なる企業価値向上のため成長投資に備える一方、余剰資金については継続して安定的に配当することを基本方針としております。具体的には、現中計年度にわたる目標配当性向水準は35～40%をボトムといたします。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

### 3 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 : 140,000,000株 (普通株式)  
 (2) 発行済株式の総数 : 普通株式 35,559,740株 (自己株式520,860株を除く)  
 (3) 当事業年度末の株主数 : 17,957名  
 (4) 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率
SBIノンバンクホールディングス株式会社	19,300	54.27%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,755	7.74%
JP MORGAN CHASE BANK 385174	1,129	3.17%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKUC UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	912	2.56%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	712	2.00%
瀧口 浩平	470	1.32%
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	420	1.18%
日本証券金融株式会社	276	0.77%
野村證券株式会社自己振替口	253	0.71%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	238	0.66%

(注) 1. 当社は自己株式を520,860株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

#### (5) 会社役員 (会社役員であった者を含む) に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況は次のとおりです。

対象	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社譲渡制限付株式 48,500株	3名

## 4 会社役員に関する事項 (2023年3月31日現在)

### (1) 当社の会社役員に関する事項

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
浜田 宏	代表取締役 会長	該当する事項はございません。
勝屋 敏彦	代表取締役 社長CEO兼 COO	該当する事項はございません。
松本 康子	取締役副社長 CFO	該当する事項はございません。
太田 智彦	取締役	SBIマネープラザ株式会社 代表取締役執行役員社長 一般社団法人ファイナンシャル・アドバイザー協会 理事
井手 登喜子	取締役 (社外・独立)	該当する事項はございません。
火浦 俊彦	取締役 (社外・独立)	株式会社エクサウィザーズ 社外取締役 アイリス株式会社 社外取締役
大信田 博之	取締役 (社外・独立)	株式会社ギガプライズ 社外取締役 株式会社SFM 社外取締役 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 取締役 監査等委員 (社外)
吉村 猛	取締役 (社外)	該当する事項はございません。
馬場 康弘	常勤監査役 (社外・独立)	該当する事項はございません。
今村 誠	監査役 (社外・独立)	潮見坂綜合法律事務所 パートナー弁護士
中野 竹司	監査役 (社外・独立)	奥・片山・佐藤法律事務所 パートナー弁護士
上野 光正	監査役 (社外・独立)	SBテクノロジー株式会社 常勤監査役

- (注) 1. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき取引関係その他の関係はございません。  
2. 地位及び担当に「独立」と記載のある役員は東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。  
3. 監査役 馬場康弘氏は、金融機関における企画部門での勤務等の多様な経験に基づき、金融・財務に関する豊富な経験及び知見を有しております。また、監査役 今村誠氏は弁護士として法令を中心とした高度な専門知識を、監査役 中野竹司氏は、公認会計士及び弁護士として財務及び会計並びに法令に関する高度な専門知識を、監査役 上野光正氏は公認会計士として財務及び会計に関する高度な専門知識を、それぞれ有しております。  
4. 原田裕司氏は、2022年6月23日開催の第8回定時株主総会の終結の時をもって監査役を辞任いたしました。

## (2) 責任限定契約の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役全員と、責任限定契約を締結しております。契約の概要は以下のとおりです。

- (i) 非業務執行取締役との責任限定契約
  - ・非業務執行取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。
- (ii) 監査役との責任限定契約
  - ・監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社の取締役・監査役、及び当社子会社の取締役・監査役は、当該保険契約の被保険者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ①当事業年度にかかる報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役	8名	139	-	45	185
(うち社外取締役)	(4名)	(34)	(-)	(-)	(34)
監査役	5名	45	-	-	45
(うち社外監査役)	(5名)	(45)	(-)	(-)	(45)
計	13名	185	-	45	230
(うち社外役員)	(9名)	(80)	(-)	(-)	(80)

(注) 1. 2022年6月23日開催第8回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

2. 上記業績連動報酬は、定量的な業績指標（営業収益及び税引前利益）の達成率に応じて計算されます。定量的な業績指標は、事業規模の拡大と事業の収益率・効率性向上を目的として営業収益及び税引前利益を指標として選定しております。最終的な業績連動報酬は、各取締役の当期の定量的及び定性的な貢献度を基に代表取締役社長が調整し、人事報酬委員会での討議を経て決定されます。なお、2023年3月期についての業績連動報酬は、業績指標達成率が80%に達しなかったため、支給いたしません。業績連動報酬は、業績指標達成率80%から支給開始とし、業績指標達成率100%時に支給率100%となるように設定しております。また、業績指標達成率の上限は150%とし、150%達成時の支給率は200%です。なお、業績に大きな影響を与える事象が発生した場合には、都度変動報酬の仕組みを再検討することとしております。
3. 上記非金銭報酬の内容は、ストック・オプション、及び譲渡制限付株式であり、ストック・オプションについては、当事業年度よりも前に付与したストック・オプションの付与日に決定した会計上の公正価値を基礎とし、権利確定期間にわたって定額法により費用計上しており、当事業年度の費用計上額は主に有償ストック・オプションに関連するものです。また、譲渡制限付株式についても、付与日に決定した会計上の公正価値を基礎とし、権利確定期間にわたって定額法により費用計上しております。
4. 当社における譲渡制限付株式報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的としております。対象取締役は、当社の取締役会があらかじめ定める期間中、継続して、当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、割当株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除され、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額2億円以内としております。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定されます。また、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）としております。譲渡制限付株式報酬制度での当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、①一定期間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件としております。

## ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社における取締役の報酬額（総額）は年額5億円以内とし、その具体的な金額及び支給時期は社外取締役が構成員の過半数を占める人事報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会により決定することとしております（2017年6月14日定時株主総会決議による。なお、定款で定める取締役の員数は3名以上であり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です）。

なお、社外取締役については、その役割を勘案し業績連動報酬は支給しないものとし、固定報酬額については、取締役の報酬総額の範囲内としております。

また、監査役の報酬（総額）は「年額6千万円以内」であります（2017年6月14日定時株主総会決議による。なお、定款で定める監査役の員数は3名以上であり、当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です）。

監査役報酬の具体的な金額は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況や他社動向等マーケットの水準も考慮し、監査役の協議により決定しております。

また、2020年6月25日定時株主総会において、上記の取締役の報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役は除く）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。当該決議に基づき、取締役（社外取締役は除く）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額1億円以内としておりましたが、2022年6月23日定時株主



総会決議において一部改訂を決議し、報酬として支給される金銭債権の総額は年額2億円以内としております。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとしております。

2020年6月25日定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役は除く）は2名であり、2022年6月23日定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役は除く）は3名です。

### ③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております（2021年5月11日、2022年5月10日、及び2022年6月23日開催の取締役会において一部改訂を決議）。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について人事報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容や決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、人事報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

#### a.報酬（業績連動・非金銭報酬を除く）等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬に関する方針及び体系については、過半数の社外取締役で構成される人事報酬委員会にて討議され取締役会への答申を経て決定される。

取締役報酬の水準については、外部サーベイデータ等を参照し、会社業績を反映できる内容になっているかどうか、市場競争力を確保できる内容及び水準になっているか等を勘案し、人事報酬委員会で討議を経たうえで決定する。

人事報酬委員会は、取締役、執行役員、その他同委員会が指定する重要な従業員の評価及び報酬等の決定方法、個人別の評価及び報酬等について決議し、取締役会に答申することとする。

#### b.業績連動報酬の業績指標の内容・報酬の額又は算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、定量的な業績指標（営業収益及び税引前利益）の達成率に応じて計算される。最終的な業績連動報酬は、各取締役の当期の貢献度を基に代表取締役社長が調整し、人事報酬委員会での討議を経て決定されるものとする。

業績連動報酬は、業績指標達成率80%から支給開始とし、業績指標達成率100%時に支給率100%となるように設定する。また、業績指標達成率の上限は150%とし、150%達成時の支給率は200%とする。なお、業績に大きな影響を与える事象が発生した場合には、都度変動報酬の仕組みを再検討することとする。

#### c.非金銭報酬の内容・報酬の額若しくは数又は算定方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とする。対象取締役は、当社の取締役会があらかじめ定める期間中、継続して、当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとする。

取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額2億円以内とする。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定する

こととする。

また、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）とする。

譲渡制限付株式報酬制度での当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、①一定期間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件とする。

#### **d.報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合に関する方針**

業績指標達成率100%の場合の取締役に対する「固定報酬」「業績連動報酬」の支給割合は、会長においては概ね1対0.56、社長は1対1、副社長は1対0.8を目途とする。

また、会長、社長及び副社長の「株式報酬」の支給割合、及びその他の取締役の「固定報酬」「業績連動報酬」「株式報酬」の支給割合については人事報酬委員会において検討することとし、概ねの支給割合をベースに年度業績を反映させた結果を取締役会へ答申するものとする。

#### **e.報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針**

固定報酬及び業績連動報酬の決定については、年度業績の確定後に人事報酬委員会にて討議され、株主総会後に到来する最初の取締役会にて決議することとする。

決議された内容に基づき取締役任期の初月に報酬改定が実施され、固定報酬は各月に支払い、また業績連動報酬を7月に支払うこととする。

譲渡制限付株式報酬の各取締役への具体的な支給時期については、取締役会において決定することとする。

#### **f.報酬等の決定の委任に関する事項**

当社においては、報酬決定を第三者に委任することはない。社外取締役が構成員の過半数を占める人事報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会において決定することとする。

#### **g.上記のほか取締役の個人別の報酬内容についての決定に関する重要な事項**

当社の譲渡制限付株式報酬制度では、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約において、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等を定めている。

## (5) 各社外役員の主な活動状況

### ① 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席回数 (全18回開催)	監査役会出席回数 (全13回開催)
取締役 井手 登喜子	18/18	-
取締役 火浦 俊彦	18/18	-
取締役 大信田 博之	18/18	-
取締役 吉村 猛	5/5	-
監査役 馬場 康弘	15/15	10/10
監査役 今村 誠	18/18	13/13
監査役 中野 竹司	18/18	13/13
監査役 上野 光正	18/18	13/13

(注) 吉村猛氏、及び馬場康弘氏は事業年度中に新たに役員に就任したため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の役員と異なっております。

### ② 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額及び子会社等からの役員の報酬等の総額

(単位：百万円)

支給人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額	子会社等からの 役員報酬等
	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬		
9名	80	-	-	80	-

### ③ 取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 井手 登喜子	主にファイナンス分野について専門的な立場から積極的に意見を述べ、監督、助言等を行うなど、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 火浦 俊彦	事業戦略について積極的に意見を述べており、特にAIなどの新技術の応用について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 大信田 博之	主に経営戦略の見地から積極的に意見を述べており、特に資本提携、M&A等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 吉村 猛	地方銀行での企業経営経験者としての視点と事業戦略構築の知見等に基づき、当社の経営方針や事業戦略について積極的に意見を述べ、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 馬場 康弘	金融、財務、コンプライアンスに関する豊富な知識と経験に基づき、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 今村 誠	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 中野 竹司	弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 上野 光正	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額：	70百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	5百万円
③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額：	75百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に係る監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」にこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツから説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査期間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

### (3) 非監査報酬の内容

当社における非監査業務の内容は気候関連財務情報開示に関する助言等であります。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産</b>	
現金及び現金同等物	17,169
売上債権	829
営業貸付金	68,709
預け金	142
未収入金	26
その他の金融資産	31,948
その他の資産	1,415
有形固定資産	1,209
のれん	24,464
無形資産	2,701
繰延税金資産	0
<b>資産合計</b>	<b>148,616</b>

科目	金額
<b>負債</b>	
預り金	7,407
リース負債	830
借入債務	62,730
引当金	209
未払法人所得税	7
その他の金融負債	43,094
その他の負債	1,228
繰延税金負債	372
<b>負債合計</b>	<b>115,881</b>
<b>資本</b>	
親会社の所有者に帰属する持分	32,765
資本金	3,471
資本剰余金	8,684
自己株式	△838
利益剰余金	21,448
非支配持分	△30
<b>資本合計</b>	<b>32,735</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>148,616</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>営業収益</b>	<b>22,601</b>
<b>営業費用</b>	
金融費用	△3,563
販売費及び一般管理費	△13,876
その他の費用	△917
営業費用合計	△18,357
<b>その他の収益・費用</b>	
その他の収益	61
その他の費用	△186
その他の収益・費用合計	△124
<b>税引前利益</b>	<b>4,119</b>
法人所得税費用	△1,316
<b>当期利益</b>	<b>2,802</b>
<b>当期利益の帰属</b>	
親会社の所有者	2,821
非支配持分	△18
<b>当期利益</b>	<b>2,802</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

### 【資産の部】

科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>74,495</b>
現金及び預金	17,085
売掛金	815
営業貸付金	26,186
貸付債権信託受益権	42
未収収益	15,905
預託金受益権	13,049
未収入金	29
その他	1,674
貸倒引当金	△292
<b>固定資産</b>	<b>18,578</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>394</b>
建物附属設備	130
器具備品	109
リース資産	91
その他	63
<b>無形固定資産</b>	<b>16,419</b>
のれん	14,272
ソフトウェア	1,485
リース資産	0
その他	661
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,764</b>
関係会社株式	47
長期前払費用	89
差入保証金	659
繰延税金資産	737
その他	230
<b>資産合計</b>	<b>93,074</b>

### 【負債の部】

(単位：百万円)

科目	金額
<b>流動負債</b>	<b>47,184</b>
買掛金	113
短期借入金	18,000
1年内返済予定の長期借入金	20,000
リース債務	90
未払金	483
未払費用	629
預り金	7,411
その他	455
<b>固定負債</b>	<b>25,226</b>
長期借入金	25,000
長期預り金	15
長期リース債務	1
資産除去債務	209
<b>負債合計</b>	<b>72,410</b>
<b>【純資産の部】</b>	
<b>株主資本</b>	<b>20,316</b>
<b>資本金</b>	<b>6,000</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>6,079</b>
資本準備金	1,510
その他資本剰余金	4,569
<b>利益剰余金</b>	<b>9,056</b>
その他利益剰余金	9,056
繰越利益剰余金	9,056
<b>自己株式</b>	<b>△819</b>
<b>新株予約権</b>	<b>346</b>
<b>純資産合計</b>	<b>20,663</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>93,074</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。



## 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>営業収益</b>		<b>19,505</b>
<b>営業費用</b>		
金融費用等	3,388	
販売費及び一般管理費	14,935	18,324
<b>営業利益</b>		<b>1,181</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	11	
受取賃貸料	23	
債権取立益	6	
貸倒引当金戻入	35	
その他	59	135
<b>営業外費用</b>		
支払利息	49	
支払報酬	2	
投資事業組合運用損	13	
その他	24	89
<b>経常利益</b>		<b>1,227</b>
<b>税引前当期純利益</b>		<b>1,227</b>
法人税、住民税及び事業税	804	
法人税等調整額	△32	771
<b>当期純利益</b>		<b>455</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

アルヒ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰司

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 馬淵 直樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルヒ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、アルヒ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

アルヒ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰司

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 馬淵 直樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルヒ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。ま

た、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

アルヒ株式会社	監査役会	
常勤社外監査役	馬場 康弘	㊟
社外監査役	今村 誠	㊟
社外監査役	中野 竹司	㊟
社外監査役	上野 光正	㊟

以上

A R U H I



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。